

入札説明書

ちば市政だより
制作等業務委託

(令和8年7月号～令和9年6月号)

令和8年4月

千葉市広報広聴課

入札説明書

令和8年4月7日に千葉市公告第312号により公告したちば市政だより制作等業務委託（令和8年7月号～令和9年6月号）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託名及び予定数量

ちば市政だより制作等業務委託（令和8年7月号～令和9年6月号）
510,000部×10回、518,000部×2回

(2) 委託案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約を締結した日から令和9年5月31日まで

(4) 履行場所

千葉市役所及び千葉市長が指定する場所

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 千葉市内に本店又は営業所等を有し、過去5年以内において、定期的（年4回以上）に発行する刊行物を232,500部以上（1回当たり）制作した実績を有する者であること（実績を証明できる契約書の写しを添付すること）

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日の翌日から令和8年4月17日（金）まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)
- (2) 提出場所 千葉市総合政策局市長公室広報広聴課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 確認通知 令和8年4月21日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問の受け付け

- (1) 期間 令和8年4月16日（木）から4月20日（月）までの間に文書で受け付け。
- (2) 回答 令和8年4月24日（金）までに回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年5月1日（金）午前11時00分

場所 千葉市役所本庁舎6階 M会議室601

入札通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く入札日前日午後5時までに書留郵便にて、後記9の契約事務担当課宛て必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、「ちば市政だより」の1部当たりの単価（一切の諸経費を含む。）とし、銭の単位（1円未満2桁）まで見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条の規定に該当する場合は免除。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条第3号の規定に該当する場合は免除。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、千葉市総合政策局市長公室広報広聴で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局市長公室広報広聴課

電話 043-245-5014

10 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、原則として、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、本市において、入札参加資格の認定を受け、かつ、令和8年4月17日(金)までに前記3の入札参加資格確認申請書

の提出をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

11 添付書類等

- (1) 入札の心得
- (2) 契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 入札参加資格確認申請書
- (5) 委任状
- (6) 入札書